

## **「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（12/18～1/11 実施分）」の 実施概要をお知らせします！**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特別区及び多摩地域の各市町村の飲食店等に営業時間の短縮要請が行われることに伴い、要請に全面的にご協力いただける中小の事業者の皆様へ支給する協力金につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

### 1 概要

- ・令和 2 年 1 2 月 1 8 日（金）から令和 3 年 1 月 1 1 日（月・祝）までの間、特別区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店に対し営業時間短縮を要請
- ・この要請に全面的にご協力いただき、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する中小の事業者に対し協力金を支給

### 2 受付開始時期等

- （1）受付要項公表 令和 3 年 1 月 2 2 日（金）1 4 時（予定）
- （2）申請受付期間 令和 3 年 1 月 2 6 日（火）～令和 3 年 2 月 2 6 日（金）

### 3 主な対象要件

- ・東京都の営業時間短縮要請を受けた、特別区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等
- ・令和 2 年 1 2 月 1 8 日（金）から令和 3 年 1 月 1 1 日（月・祝）までの全期間において、朝 5 時から夜 2 2 時までの間に営業時間を短縮
- ・ガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示

### 4 支給額

一律 1 0 0 万円（2 つ以上の店舗で営業時間短縮に取り組む事業者も同額）

### 5 申請方法など

- ・提出方法は、W E B を通じた申請と郵送または都税事務所への持参
- ・営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（8 月実施分・9 月実施分・11/28～12/17 実施分）で支給決定された店舗については、提出書類を簡素化する予定  
なお、今回は簡素化の場合も、飲食店営業を行っている店舗（カラオケ店を含む）については、飲食店営業許可書（写）の提出が必要になります。

### 6 その他

上記の他、実施に係る概要については、別紙をご覧ください。なお、申請受付開始前に情報発信のためのポータルサイトを本日開設しました。

（URL）<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/dec/index.html>

< 問い合わせ先 >

産業労働局総務部企画計理課

須藤 0 3 - 5 3 2 0 - 4 6 6 7、今井 0 3 - 5 3 2 0 - 4 6 7 1

## 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

### (12/18～1/11 実施分)」実施概要

都では、令和2年12月18日から令和3年1月11日までの間、特別区及び多摩地域の各市町村における酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店に対する営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただき、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する中小の事業者に対し、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給します。

### 受付開始時期等

---

#### ○受付要項公表

令和3年1月22日(金) 14時(予定)

#### ○申請受付期間

令和3年1月26日(火)～令和3年2月26日(金)

### 対象要件

---

- 営業時間短縮の要請を受けた特別区及び多摩地域の各市町村において酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業・個人事業主等が対象となります。
  - 要請の対象となる店舗について、その運営を行う事業者を対象としています。
  - 要請の開始日(令和2年12月18日)より前に開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。

- 特別区及び多摩地域の各市町村の店舗について、営業時間短縮を行った場合に対象となります。この場合、特別区及び多摩地域以外に本社がある事業者も対象となります。

○令和2年12月18日からの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた中小企業・個人事業主等が対象となります。

- 全面的な協力とは、令和2年12月18日から令和3年1月11日までの間、要請に応じて営業時間の短縮を行っていただくことが必要です。
- ガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを利用者が見やすい場所に掲示していただくことが必要です。
- 飲食店については、営業の形態や名称の如何を問わず、従前、夜22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない(終日休業含む)か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。
- カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、従前、夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない場合(終日休業含む)に対象となります。

営業時間短縮の要請及び感染防止徹底宣言ステッカーについては、以下を参照下さい

【営業時間短縮の要請】

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1012458.html>

【感染防止徹底宣言ステッカー】

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

## 支給額

---

一事業者当たり、一律100万円（2つ以上の店舗で営業時間短縮に取り組む事業者も同額）

## 申請方法

---

専用ホームページからWEBを通じて申請できます。

郵送又は都税事務所への持参も可能です。

## 申請書類（予定）

---

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（8月実施分・9月実施分・11/28～12/17実施分）において支給決定された店舗について、今回も申請がある場合は、一部の審査は既に完了しているため、提出書類を簡素化する予定です。

ただし、今回は簡素化される申請においても、飲食店営業を行っている店舗については、全て飲食店営業許可書（写）の提出をお願いする予定です。申請される店舗の営業許可書について、予めご準備ください。

今回初めて申請する方など、上記以外の場合は、以下の書類を想定しています。

【今回初めて申請する方】

協力金申請書（法人にあっては「法人番号」を記入）

営業実態が確認できる書類

・受付印のある直近の確定申告書（控え）、店舗写真など

飲食店営業許可書（写し）など

酒類の提供を行っていたことが分かる書類（飲食店のみ）  
（例）メニュー、酒類の仕入伝票（写し）

営業時間短縮（または飲食店における酒類の終日提供中止）の状況が確認できる書類  
（例）営業時間短縮（または酒類の終日提供中止）の期間を告知するホームページ・店頭ポスター・チラシ・DMの写し

感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真  
誓約書

本人確認書類（写し）

（例）〔法人〕法人代表者の運転免許証、保険証等の書類  
〔個人〕運転免許証、保険証等の書類

口座振替依頼書

## その他

---

### 専門家の事前確認

専門家による事前確認は予定しておりません。

### ご協力いただいた事業者の紹介

申請いただいた事業者として、店舗名(屋号)を都のホームページ等でご紹介させていただきます。

### 専用ポータルサイトの公開(12/25~)

申請開始に先立ち、専用ポータルサイトにて情報発信を行います。(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/dec/index.html>

### 問合せ先

問合せは、以下の窓口にて対応しますが、具体的な申請手続きなどについては、令和3年1月22日の申請受付要項発表をお待ちください。

「東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター」

開設時間 9時~19時

(土日祝日を含む毎日。ただし、12/31~1/3を除く。)

電話番号 03-5388-0567

## 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (12/18～1/11 実施分) よくあるお問い合わせ

特別区及び多摩地域の各市町村の飲食店・カラオケ店が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

営業の形態や名称の如何を問わず、飲食店については、夜22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない(終日休業含む)か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。

カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない場合(終日休業含む)に対象となります。

誰が協力金を受け取ることが出来ますか？

協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮要請に全面的に応じた中小企業・個人事業主等が受け取ることが出来ます。

協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

要請を行う全期間(令和2年12月18日から令和3年1月11日まで)において、営業時間短縮(終日休業も含む)に、ご協力いただく必要があります。一日単位の協力で協力金を支給するものではありませんので、ご注意ください。

申請書はどこでもらえますか？

令和3年1月22日(金)からホームページで入手することができます。また、最寄りの都税事務所・支所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

今度の申請には、これまでの協力金でも提出した書類と同じ書類を提出する必要がありますか？

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(8月実施分・9月実施分・11/28～12/17実施分)で支給決定された店舗について、今回も申請をする場合は、提出書類を簡素化する予定です。

ただし、今回は簡素化される申請においても、飲食店営業を行っている店舗(カラオケ店を含む)については、飲食店営業許可書(写)の提出をお願いします。申請される店舗の営業許可書について、予めご準備ください。

飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

「協力金の対象となる23区及び多摩地域の各市町村の『酒類の提供を行う飲食店』及び『カラオケ店』」に記載しているフローチャートをご覧ください。

通常は21時閉店ですが、大晦日のみ23時まで営業を行っている蕎麦屋を営んでいます。この場合、令和2年の大晦日の営業を22時までに短縮すれば、協力金の支給対象となりますか？

この場合、通常22時以降営業している店舗とはみなされないため、協力金の支給対象とはなりません。

「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

「感染防止徹底宣言ステッカー」はどこで入手できますか？

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」(URL：<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>)をご覧ください。

パソコンがなく「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示できないが、どうすればよいですか？

協力金の支給要件となるため、速やかに「感染防止徹底宣言ステッカー」を申請の上、掲示いただく必要があります。パソコン・プリンタ等の環境がない場合は、スマートフォンからステッカーの申請を行う際に、郵送配付を希望する旨のボタンにチェックいただくと、後日、都庁からステッカーが郵送されます。詳しくは、東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)までお問い合わせください。

「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が令和3年1月12日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。



# 協力金の対象となる23区及び多摩地域の各市町村の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

## 注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示など、他の要件を満たしていることも必要です。

## 23区及び多摩地域の各市町村の【酒類の提供を行う飲食店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していた酒類を提供する飲食店ですか？

いいえ

はい

令和2年12月18日から令和3年1月11日までの間  
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

令和2年12月18日から令和3年1月11日までの間  
終日酒類の提供をやめましたか？

いいえ

はい

### 協力金の対象外

- 例1 従来から酒類提供20時・営業21時まで
- 例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

### 協力金の対象

- 例3 時短後、酒類提供20時・営業22時まで
- 例4 酒類提供を終日やめ、営業23時まで

## 23区及び多摩地域の各市町村の【カラオケ店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していたカラオケ店ですか？

いいえ

はい

令和2年12月18日から令和3年1月11日までの間  
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

### 協力金の対象外

- 例1 従来から営業21時まで
- 例2 時短後、営業24時まで

### 協力金の対象

- 例3 時短後、営業22時まで